

事務連絡  
平成 27 年 12 月 18 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
施設担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

直営診療施設の運営に係る特別に要した費用の  
交付申請に当たっての留意事項について

平成 27 年度における国民健康保険調整交付金の交付申請及び事業実績報告については、「平成 27 年度国民健康保険調整交付金の交付（追加交付・交付決定一部取消）申請及び事業実績報告について（通知）」（平成 27 年 12 月 18 日付け保発 1218 第 3 号）により通知されたところですが、直営診療施設の運営に係る特別に要した費用の交付申請に当たっては、下記の事項に留意の上、事務を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」について

- (1) 医療供給体制の復旧に要する最低限の工事（医師住宅等も含む）及び医療機器等の購入費を助成対象とすること。
- (2) 事業の概要欄に、災害保険等の契約状況を記入すること。復旧に要した費用に保険金が充当される場合には、当該保険金額を対象経費から控除すること。

2 「経営合理化」について

- (1) 費用対効果があること。（費用対効果がない場合は、補助対象外。）  
なお、費用対効果の有無については、例えば次により確認すること。
  - ・新規導入の場合、導入に要した費用を導入により削減される経費をもって償還する際に要する期間が、概ね導入設備の耐用年数の範囲であること
  - ・更新の場合、更新に要した費用が、更新しなかった場合に新たに発生する費用（機械作業を手作業で行う場合に生じる人件費等）の更新設備の耐用年数分と比べて少額であること

(2) レセプト電算処理システム又は統合系医療情報システムの更新に要した費用については、更新前のシステム（導入に当たり補助金等の交付を受けているか否かを問わない。）が、平成20年厚生労働省告示第384号に定める処分制限期間を経過しているものについて助成対象とする。このため、様式Lの附表（1）の事業の概要欄に、更新前のシステム導入年月を記入すること。

(3) レセプト電算処理システムと統合系医療情報システムは、重複申請できないこと。

(4) レセプト電算処理システムの導入又は更新については、平成27年1月から同年3月までの支出分を対象とし、平成27年4月以降は対象外とすること。

### 3 「療養環境の改善」について

(1) 診療施設を利用する患者のための改善であり、特別に要した費用であること。

(2) この事業は、①改善前の診療施設の状況や問題点、②改善方法、③改善後の効果（状況）等を総合的に判断して、診療施設を利用する患者のための改善と認められるものに限り助成対象としている。このため、様式Lの附表（1）の事業の概要欄には、①から③までの内容が含まれていること。

(3) 老朽化した設備等の原状回復のための単なる修繕事業は助成の対象外であること（台帳価格に変動を来す設備等の改造等は、診療施設を利用する患者のための改善と認められるものに限り助成対象）。

### 4 「医師、看護師、保健師等の確保対策」について

(1) 医師等の確保支援事業

助成対象経費は、医師、看護師、保健師等を確保するために実施した大学、専門学校等の訪問、就職説明会の開催、その他必要な事業の実施に要した費用とすること。

なお、当該事業との関係が少ないとみられる費用（土産代などの交際費等）は助成対象外であること。

(2) 救急患者受入体制支援事業

① 事業の概要欄には、救急患者の受入体制の充実を図る理由や、支援元の医療機関名等を記入すること。

② 助成対象経費は、夜間・休日の救急患者受入体制を確保するために、開業医等の外部医師に協力を求めるために要した賃金及び交通費等の費用とすること。

③ 休日については、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178

号)に定める祝日及び休日、年末年始の日(12月29日から1月3日まで)、週休2日制に伴う土曜日又はその振替日とし、休日における医師1人1回当たりの助成対象経費の上限額は、13,570円とすること。

また、夜間(休日の夜間を含む。)については、午後6時から翌日午前8時までとし、夜間における医師1人1回当たりの助成対象経費の上限額は、18,659円とすること。

- ④ 対象額は、1回ごとの所要額(所要額が③の上限額を超える場合は、当該上限額。)の合計とする。

## 5 様式L 記入上の留意事項

様式Lの「申請要件」欄には、以下の申請要件コードを記入すること。

① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧 ····· ····· 「1」

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援 ····· ····· 「2」

③ 経営の合理化

ア レセプト電算処理システムの導入 ····· ····· ····· 「311」

レセプト電算処理システムの更新 ····· ····· ····· 「312」

イ 統合系医療情報システムの導入 ····· ····· ····· 「321」

統合系医療情報システムの更新 ····· ····· ····· 「322」

ウ その他 ····· ····· ····· ····· ····· ····· 「33」

④ 療養環境の改善 ····· ····· ····· ····· ····· ····· 「4」

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ア 医師等の確保支援事業 ····· ····· ····· ····· ····· 「51」

イ 救急患者受入体制支援事業 ····· ····· ····· ····· 「52」

## 6 交付申請書の編綴及び添付書類について<sup>へんてつ</sup>

- (1) 提出書類については「別表1」を参照すること。

- (2) 様式Lには保険者名、様式Lの附表(1)には申請要件コードが分かるよう、インデックスを貼付すること。

- (3) 添付書類

交付申請書に添付する書類については以下のとおり。なお、申請件数が多い場合等、添付書類のみを別綴じとしても差し支えないこと。

① 契約書、検査調書等の支出額及び納品の事実を証する資料

② 財産の処分について制限を受けることとなる50万円以上の機械及び器具等を購入した場合は、製品の内容が分かるパンフレット等

③ 国民健康保険条例及び施設の設置条例の写し(広域連合又は一部事務組合にあっては、組合の規約及び施設設置条例)を添付すること。

④ 申請事業ごとに、次の書類も併せて添付すること。

ア 「災害等による被害を受けた診療施設の復旧」

- 災害後及び復旧後の状況が分かる資料（写真等）
- イ 「経営の合理化（共通）」  
経費削減の内容、費用対効果を記載した資料
- ウ 「経営の合理化（レセプト電算処理システムの導入）」  
審査支払機関に対し当該システムによって診療報酬の請求を開始する  
ことが分かる資料（「磁気テープ等を用いた請求に関する届出」等の写）
- エ 「経営の合理化（統合系医療情報システムの導入）」  
医療情報システムの全体像が確認できる資料（概要図等）
- オ 「療養環境の改善」  
改善前後の状況が確認できる資料（写真等）
- カ 「救急患者受入体制支援事業」  
出勤状況及び支出状況が確認できる資料（一覧表でも可）

- ⑤ 「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日付け厚生省発保第 73 号）2(2)の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った事業に対して保険者が補助した事業について申請をする場合は、次の書類を添付すること。
- ア 補助金の交付要綱
- イ 事業の対象となる地方独立行政法人の定款の写し
- ウ 「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）取扱要領」（平成 15 年 4 月 7 日付け保発第 0407001 号）第 2 の 1(3) を満たしていることが確  
認できる資料（事業の対象となる地方独立行政法人の中期目標、中期計画  
等）

## 7 その他

- (1) 平成 27 年 1 月から同年 12 月までの収支を、助成対象とすること。
- (2) この交付金と助成対象経費を重複して、他の国庫補助金の交付を受けてはな  
らないこと。
- (3) 報告書の作成については、「別表 1」の作成区分により、「国保事業報告シス  
テム（保健事業分）」等で作成し、平成 28 年 1 月 20 日までに当課施設係宛て  
に提出すること。  
また、「別表 2」の提出書類確認表を作成の上、提出すること。  
なお、「国保事業報告システム」により作成する直診特別分の電子データに  
ついては、直診整備分、べき地運営費分及び保健事業分と併せて平成 28 年 2  
月 25 日までに電子メールで送付すること。
- メール送付先 : 厚生労働省国民健康保険課（ kokuhō@mhlw.go.jp ）  
＊タイトル又は件名に施設係宛であることを明記